

高砂市言語発達相談利用者補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、言語による発達上の支障を持ち、なんらかの援助を必要とする18歳未満の児童及びその保護者（以下「利用者」という。）に対し、言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等（以下「指導等」という。）に要する費用の一部を補助することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施者等)

第2条 この要綱において、言語発達指導及び訓練実施者は、言語聴覚士法（平成9年12月19日号外法律第132号）第3条の規定による言語聴覚士の免許を受けている者、又はその資格を有する者を雇用する事業所（以下「実施者」という。）で、実施可能と市長が認めたものとする。

(実施記録等の整備及び検査)

第3条 実施者は利用者ごとにケース記録等関係帳票を整備し、市は必要がある場合その内容を検査し、又は提示を求めることができる。

(対象者)

第4条 この要綱による補助対象者は、高砂市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

- (1) 高砂市が実施する乳幼児発達相談（子どものからだ・こころ・ことば相談）を受診し、かつその意見書等を交付されたもの
- (2) 実施者又は医療機関において、指導等が必要と認められ、意見書等を交付されたもの
- (3) 障害児（者）地域療育等支援事業において、指導等が必要と認められ、意見書等を交付されたもの
- (4) その他市長が特に指導等を必要と認めたもの

(申請)

第5条 この要綱による補助を受けようとする利用者は、高砂市言語発達相談利用者補助申請書（様式第1号）に前条第1号から3号に定める意見書等を添付し、市長に申請するものとする。

(補助決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、補助金を受けることができる利用者を確認したときは、高砂市言語発達相談利用者補助決定（却下）通知書（様式第2号）を利用者に交付するものとする。なお、交付決定を受け、当該年度内で18歳に到達したのものについても補助するものとする。

(利用証明書の保管)

第7条 補助決定を受けた利用者が、実施者からの指導を受けたときは利用証明書(様式第3号)を受領し保管するものとする。

(補助金額)

第8条 補助金額は、月額3,000円を限度とする。

(補助金の請求)

第9条 利用者が、補助金を請求する場合、高砂市言語発達相談利用者補助金請求書(様式第4号)に第7条に規定する利用証明書を添付し請求するものとする。

(請求期日)

第10条 補助金の請求期日は、3月から8月までの利用分については9月に、9月から翌年の2月までの利用分については3月に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の支給を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。なお、改正前の様式により使用されている書類は当該改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。